

管路品質評価システム協会

規 約

第3版 2015年6月

管路品質評価システム協会 規約

第1章 総 則

本会は、既設管路の劣化度調査・診断システム、及び更生後の更生管検査システム（以下「本システム」という）を、国内外において広く実用化を図るべく研究開発を行うとともに、その普及活動を円滑に推進していくために設立するものである。

第1条（名 称）

本会は、管路品質評価システム協会と称する。

第2条（目 的）

本会は、埋設既設管路の劣化度調査・診断システム、または更生前後の更生管検査システムの実用化技術の向上と普及を図り、全国の事業者で老朽化した既設管路の適正な維持管理と更生管の適正な品質確認のニーズに応えるとともに、会員相互の情報交換と親睦を図ることを目的とする。

第3条（事 業）

本会は、前条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本システムの仕様に関する統一
- (2) 本システムの技術根拠の研究・整備及び技術資料等の作成
- (3) 本システムの使用技術の研究と使用マニュアル等の作成
- (4) 本システムの公的認知活動の推進
- (5) 本システムに関する技術指導、研修会及び講習会等啓蒙・普及活動の推進
- (6) 会員相互の情報交換・親睦を図ること
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第4条（会員資格）

本会の会員たる資格は、本システムの開発者ならびに本システムを誠意をもって運用する法人ならびに、本システムの普及に誠意をもって取り組む法人とする。

第5条（特別会員）

本会の目的を遂行する為の研究機関を特別会員として取り扱う。

第6条（正会員）

本システムを直接運用する事により対価を得る法人、開発者および本システムを普及、啓蒙活動に従事する法人を正会員として取り扱う。

第7条（賛助会員及びエリア会員）

1. 本システムに用いる機械装置類の製作者を賛助会員として取り扱う。
2. 本システムを本社所在地の特定のエリア（都道府県）にて普及、啓蒙活動に従事する法人をエリア会員として取り扱う。

第8条（入会）

本会に入会しようとするものは、所定の入会申込書、及び理事会2社の推薦書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

但し、エリア会員については、当該エリア（都道府県）の正会員の2社以上の推薦を得て理事会の承認を得なければならない。

第9条（会員の責務）

会員は、本会の目的を達成するため、本システムの技術関連資料等を遵守するとともに、協力、共同して本システムの普及・発展に努力しなければならない。

第10条（入会金）

本会に入会するにあたっては、次の会員種別に応じた金額を、入会金として入会時にすみやかに納めることとする。

特別会員	・・・	不要
正会員	・・・	50万円
賛助会員	・・・	50万円
エリア会員	・・・	20万円

第11条（年会費）

本会の目的を遂行するため、年会費として下記の額を入会後すみやかに納めることとする。なお、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

特別会員	・・・	不要
正会員	・・・	18万円
賛助会員	・・・	18万円

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。ただし、会計年度中の入会の場合の年会費は、1年分全額納入するものとする。

第12条（会員資格の喪失）

会員は次のいずれか一つに該当する場合に、会員資格を喪失する。

- (1) 書面により退会を申し出た時
- (2) 当該事業を廃止した時
- (3) 理事会に於いて除名された時

第13条（会員種別の変更）

会員種別を変更する場合は、所定の会員種別変更申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。但し、エリア会員から正会員、賛助会員への変更については当該エリア（都道府県）正会員の2社以上の推薦を得て理事会の承認を得なければならない。又、承認後は差額分の入会金を速やかに納めることとする。

第14条（会費等の返戻）

第12条により会員が資格を喪失した場合は、理由に拘わりなく納入済みの会費等の出資金は返戻しないものとする。

第3章 役員

第15条（役職）

1. 役職の種別及び員数

本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

理事 8名以内（会長、副会長を含む）

監事 2名以内（但し監事は理事扱いとする）

2. 任期

会計年度1年とする。ただし、再任をさまたげない。

第16条（役員及び監事の選任）

1. 理事は、会員の中から8名以内、監事は会員の中から2名以内を総会において選任する。
2. 会長、副会長は理事の互選とする。
3. 理事及び監事は相互にこれを兼ねることは出来ない。

第17条（役員職務）

1. 会長は本会を代表し、会務を総括して総会及び理事会の議長となる。
2. 副会長および理事は会長を補佐し、会務を処理する。会長が事故あるときは、その職務を副会長が代行する。また、副会長も事故あるときは、その職務を理事会にて代行する。
3. 理事は業務の執行にあたる。
4. 監事は民法59条に規定する業務を行う。

第18条（役員解任）

役員は本会の名誉を棄損し本会設立の趣旨に反するような行為があった時は、総会の義を経て解任することが出来る。

第19条（役員補欠専任）

役員に欠員を生じ理事会が必要と認めた時は、第14条の規定により選任する。

第20条（相談役及び顧問）

1. 本会に相談役及び顧問を置くことができる。
2. 顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
3. 顧問は重要な事項についての会長の諮問に応じる
4. 相談役は理事会の同意を得て会長が選任する。
5. 相談役は、総会及び理事会に出席し、意見を述べるすることができる。

第4章 会 議

第21条（会議の種類）

会議は総会及び理事会の2種とする。

第22条（総 会）

1. 総会は、定時総会及び臨時総会に分ける。
2. 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は次の場合に開催する。
 - ① 理事会に置いて必要と認めた時。
 - ② 会員総数の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。ただし、その事項が総会の議決すべきものでないときはこの限りではない。
 - ③ 監事から開催の請求があったとき。

第23条（総会の招集）

1. 総会は会長が招集。但し、民法第59条第4号による場合は、監事が招集することが出来る。
2. 総会の招集は、少なくとも開催日の10日前にその会議の日時場所及び付議すべき事項を示した文書でこれを全員に通知しなければならない。

第24条（総会の議決）

1. 総会は特別会員と会員をもって構成し、別に定める物を除きその総数の過半数の出席により成立する。
2. 総会の議事は別に定めるもののほか出席会員の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第25条（代理出席）

止むを得ない理由により総会に出席出来ない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、また他の出席会員を代理人として表決を依頼することが出来る。この場合は、代理人であることを証明する書面を総会に提出しなければならない。

なお、代理人によって議決権を行使する会員は出席者とみなす。

第26条（理事会）

1. 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じ随時開催する。また、その招集は会長が行い、理事の過半数の出席により成立する。
2. 理事会は次の事項を決定する。
 - ① 総会の招集及び提出議案
 - ② 規約及び規則において理事会の議を要するものとされている事項。
 - ③ 会務の執行に関する重要事項。
3. 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。
4. 監事は、必要に応じて理事会に出席し意見を述べる事が出来る。

第27条（委員会）

1. 本会に、理事会の議を経て委員会を設ける事が出来る。
2. 委員会としては、運営委員会、技術委員会、広報委員会を主とし、状況に応じてその他の委員会を適宜設置する事が出来るものとする。
3. 各委員会の委員長は理事会で選任し、会長が任命することとする。

第28条（事務局）

1. 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他所要の職員を置く事が出来る。
2. 事務局長及び職員の選任は理事会の議を経て、会長が任命することとする。
3. 事務局の職制その他必要な事項は会長が別に定める。

附 則

第29条（附則）

本規約は、2015年6月23日に効力を発する。